

ふくしま米消費拡大事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

福島県米消費拡大推進会議（以下「推進会議」という。）は、福島県産米を取り巻く現状と課題を踏まえて、県内における福島県産米の消費拡大と県外における福島県産米の認知度向上を図る。

福島県産米を取り巻く現状と課題

主食用米の消費については、人口減少に加えて1人当たりの消費量が減少している。

特に県産米については、震災後、風評等により他県産米に切り替えた小売業者がおり、取扱いが十分に回復していない状況にある。このことから、卸売業者への働きかけの強化や販売促進キャンペーンなどを契機として、県産米の取扱や定番商品として回復・拡大を図る取組が不可欠である。

また、県産米の業務利用割合は、64%と全国でも高い水準となっている。業務用米については、店頭等で「福島県産」など産地等が表示されない傾向があることから、業務用利用においても「米どころ福島」の認知拡大が求められる。

さらに、米価高騰が続いており、消費者の米離れが懸念されることから、県内外において県産米への理解を深めて消費拡大を推進する必要がある。

2 業務名

令和8年度ふくしま米消費拡大事業

3 事業概要

- (1) 福島県産米消費実態調査事業に関する事
- (2) 県産米販売促進キャンペーンに関する事
- (3) 県内旅館ホテルにおける県産米訴求に関する事

4 業務仕様

別紙「委託業務仕様書（案）」のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

5 委託契約期間

委託契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

6 見積限度額

19,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

7 参加資格に関する事項

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県から入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (6) その他、推進会議との協議に柔軟、真摯に対応できること。

8 実施のスケジュール

令和 8 年 5 月 1 8 日（月）	公募開始
令和 8 年 5 月 2 1 日（木） 1 7 時必着	質問書の提出期限
令和 8 年 5 月 2 5 日（月）頃	質問書への回答
令和 8 年 5 月 2 7 日（水） 1 7 時必着	参加申込書の提出期限
令和 8 年 6 月 2 日（火） 1 7 時必着	企画提案書等の提出期限
令和 8 年 6 月 5 日（金）（予定）	一次審査（書面）結果の通知
令和 8 年 6 月 1 2 日（金）（予定）	二次審査（プレゼンテーション）
令和 8 年 6 月中旬（予定）	審査結果の通知

9 手続きに関する事項

(1) 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

ア 書類：プロポーザル方式募集要領等に関する質問書（様式第1号）

イ 期限：令和8年5月21日（木）17時まで（必着）

ウ 方法：推進会議あてに電子メールにより提出すること。

エ その他：電子メール送信後、必ず受信確認をすること。

オ 回答：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、5月25日（月）（予定）にホームページに掲載する。

(2) 参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 書類：①ふくしま米消費拡大事業公募型プロポーザル方式参加申込書（様式第2号）

②会社概要や実施業務分野が記載された資料(1部)

イ 期限：令和8年5月27日（水）17時まで（必着）

ウ 方法：推進会議あてに電子メールにより提出すること。

エ その他：電子メール送信後、必ず受信確認をすること。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、第9の(2)の参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

ア 書類：①企画提案書（記載内容については第10のとおり）

②類似業務実績一覧（令和6～7年度）

イ 部数：10部

ウ 期限：令和8年6月2日（火）17時まで（必着）

エ 方法：推進会議あてに郵送又は持参により提出すること。

※郵送による提出の場合、6月2日（火）必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。

※その他の方法による提出は受け付けない。

(4) 提出先

各書類の提出先は、「第15 問合せ先及び提出先」のとおり。

なお、提出された書類等は返却しない。

10 企画提案書の記載内容等

(1) 記載内容

第4の業務仕様を踏まえ、以下の提案1～5について記載すること。

提案1：現状把握及び本業務の目的達成のための考え方

- ・「第1 事業の目的」に記載した目的を達成するための考え方を提案すること。

提案2：事業の実施内容

- ・「第4 業務仕様」について具体的に提案すること。なお、業務仕様書の2(1)イ(ア)について、調査の内容、方法、対象事業者を具体的に提案すること。また、業務仕様書の2(2)ウに関する専用シールについて、仕様及び単価を具体的に提案すること。

提案3：事業効果の設定と検証

- ・事業効果を評価するための定量的な評価項目、その項目の現状及び目標値を設定すること。
- ・各業務の実施結果を効果検証する方法を提案すること。

提案4：本業務にかかる実施体制

- ・本事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業・団体とその担当内容や役割が分かるよう提案すること。
- ・本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として選任することとし、総括責任者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記すること。

提案5：積算見積書

- ・業務の内容ごとに各費目の内訳及び積算根拠を記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費、電波料、掲載料、制作費等）。

(2) 様式

日本産業規格A4判で両面10枚以内（総頁数：20頁以内）とすること。なお、表紙は枚数に含めず、必要に応じてA3判の折込も可とするが、2頁としてカウントする。

(3) 費用負担

企画提案書等の作成等に要する費用は提案者の負担とする。

11 業務委託予定者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

ア 一次審査（書面審査）

参加者の企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者（3者以内）を選定する。一次審査結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知する。

【一次審査の結果通知：令和8年6月5日（金）予定】

イ 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査で選定された対象者に対し、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施する。

(ア) 正式な開催日時及び場所は別途通知する。

(イ) プレゼンテーションは25分以内（15分以内の説明、10分以内の質疑）とする。

(ウ) その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配布は認めない。

【審査会の実施日：令和8年6月12日（金）予定】

(2) 評価基準及び配点

下表の評価項目及び評価基準により審査を行う。特に、事業の取組内容や効率的かつ効果的な業務の実施体制とともに、予算額の妥当性に重点を置き、審査を行う。

審査項目	配点	評価基準
1 考え方	10点	事業目的の理解・事業の的確性
2 事業の実施内容	60点	業務運営手法、実施による効果、履行の計画性・確実性等
3 業務の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力等
4 事業費の妥当性	10点	実施内容に対する予算額の妥当性、適正かつ効果的な予算計画等
5 効果測定	10点	事業効果の評価項目の妥当性等

(3) 業務委託予定者

ア 審査会において審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、その点数の合計した総合点と順位を参考に、業務委託予定者及び次点の者を決定する。

イ 企画提案者が1者のみの場合は、審査委員の総合点の平均点が一定点数以上となった場合に、当該事業者を業務委託予定者とする。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、プレゼンテーション(審査会)参加者全員に対して、書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立てや質問は認めない。

【結果通知：令和8年6月中旬予定】

12 不適格事項について

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

(1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

(3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 予算が超過しているもの

13 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者と推進会議が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は上限額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、推進会議は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

14 その他の事項

(1) 本事業により発生した権利、成果は全て推進会議に帰属する。

(2) 企画提案のあった規模を下回ることとはできないため、実現可能な提案とすること。

仮に企画提案書の内容を実施できない場合には、推進会議と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることがある。

(3) 当業務は、今後、推進会議における予算の執行が可能となったときに確定するものである。

15 問合せ先及び提出先

福島県米消費拡大推進会議 事務局

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）

福島県 農林水産部 農産物流通課内（担当：井柳、秋庭）

電話 024-521-7371 FAX 024-521-7942

E-mail ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp